

空飛ぶクルマ・ドローンを用いた地方創生に向けた
包括的連携に関する協定書

加賀市（以下「甲」という。）と兼松株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携による、空飛ぶクルマ・ドローンに関する技術およびサービスの推進について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙間による包括的な連携のもと、地方が抱える課題に対応し、活力ある空飛ぶクルマ・ドローン産業が加賀市に根付くような社会の形成と発展に寄与することを目的（以下「本目的」という。）とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、本目的を達成するため、次の事項について誠実に協議を重ね、連携し協力する。

（1） 甲乙双方が保有する知的資源、人的資源および物的資源を活用した本目的に適う甲乙が共同して実施する事業（以下「甲乙共同実施事業」という。）における以下の検討

（ア） 空飛ぶクルマ・ドローンの社会実装に関する検討

- 地域課題の洗い出し
- 関連データを基にしたルート検討
- 制度、仕組み、課題等に関する国等への働きかけ、連携
- 実証実験や社会実装へのロードマップ
- 運航に関わる企業の誘致

（イ） 空飛ぶクルマ・ドローン関連産業の誘致の検討

- 関連産業の検討、洗い出し
- 制度、仕組み、課題等に関する国等への働きかけ、連携
- 関連企業等の誘致

（2） 前号に基づき甲乙間で合意に達した甲乙共同実施事業の実現に向けた実証実験への取り組み

（3） その他、本目的達成に必要な、甲乙間で別途合意した事項

なお、甲と乙は、甲乙共同実施事業に関する具体的な内容（各々の具体的な役割、スケジュール等を想定するがこれらに限られない）については別途甲乙間において締結する最終契約にて定めるものとし、係る最終契約が締結されるまでは、甲乙ともに甲乙共同実施事業を実現させる義務を負うものではないことを確認する。

（連絡窓口）

第3条 甲と乙は、連携事項に係る窓口を設置し、当該窓口を通して定期的に連絡を取り合い、互いに必要な協力を行う。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示または漏洩してはならない。但し、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定は、本協定締結の日から発効し、3年間有効とする。但し、甲と乙は、適宜連携・協力内容の評価を行った上で、双方の合意により本協定を更新および/または解約することができる。

（細則）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項について必要があるときは、双方が協議して定める。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方押印の上、双方が1通を保有する。

令和3年 12月2日

甲：石川県加賀市大聖寺南町ニ 41 番地

乙：東京都港区芝浦一丁目2-1

加賀市長

兼松株式会社 上席執行役員 車両航空部門長

宮元 陸

城所 謙一